

第二十五号議案

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区児童発達支援センター条例（令和三年六月江戸川区条例第十八号）の
一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。